別記様式第二十九（その１）を次のように改める。

別記様式第29　（その１）

パッケージ型自動消火設備点検票

名称			防火管理者	㊞
所在			立会者	㊞
点検種別	機器点検・総合点検	点検年月日	年　月　日～　年　月　日	
点検者	資格　番号	点検者所属会社	社名　TEL	
	氏名　㊞		住所	

点検項目		点検結果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
機器点検					
周囲の状況					
パッケージ外形					
表示					
同時放射区域					
蓄圧式消火薬剤貯蔵容器	本				
安全装置	外形				
	安全性				
※消火薬剤容器弁	外形				
	安全性				
容器弁開放装置	外形				
	機能				
バルブ類					
指示圧力計					
消火薬剤貯蔵容器等	本				
安全装置					
※消火薬剤加圧式バルブ類					
加圧用ガス容器	外形				
	表示				
※ガス容量					
加圧用ガス容器弁	外形				
	安全性				
安全装置	外形				
	安全性				
容器弁開放装置	外形				
	機能				
バルブ類					
圧力調整器					

附　則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行の際、現に存する防火対象物における不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、ハロゲン化物消火設備の蓄圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等、加圧式ハロゲン化物消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、粉末消火設備の蓄圧式粉末消火剤貯蔵容器等、加圧式粉末消火剤貯蔵容器等及び起動用ガス容器等、パッケージ型消火設備の蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等及び加圧式消火薬剤貯蔵容器等並びにパッケージ型自動消火設備の蓄圧式消火薬剤貯蔵容器等及び加圧式消火薬剤貯蔵容器等（以下「ガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等」という。）に係る点検の基準については、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（以下「新告示」という。）別表第六１(1)及び(2)、別表第七１(1)から(3)まで、別表第八１(1)から(3)まで、別表第二十八１(2)及び(3)並びに別表第二十九１(2)及び(3)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、なお従前の例による。ただし、不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等の容器弁又は安全装置の外形の点検において異常が認められた場合は、この限りでない。

一　二酸化炭素を消火剤として用いる不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等（以下「二酸化炭素消火設備の消火剤貯蔵容器等」という。）のうち、昭和五十二年三月三十一日以前に設置されたものにあっては平成二十八年三月三十一日、昭和五十二年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に設置されたものにあっては平成三十年三月三十一日、平成五年四月一日からこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に設置されたものにあっては当該二酸化炭素消火設備の不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等が設置された日から起算して二十五年を経過する日

二　二酸化炭素消火設備の消火剤貯蔵容器等以外のガス系消火設備の消火剤貯蔵容器等のうち、昭和六十三年三月三十一日以前に設置されたものにあっては平成三十年三月三十一日、昭和六十三年四月一日から施行日の前日までの間に設置されたものにあっては当該不活性ガス消火設備の消火剤貯蔵容器等が設置された日から起算して三十年を経過する日

３　新告示別記様式第六から別記様式第八まで、別記様式第二十八及び別記様式第二十九に規定する様式は、第一項の規定にかかわらず、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○消防庁告示第二十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の五第一項の規定に基づき、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものを次のとおり定める。

平成二十五年十一月二十六日

消防庁長官　大石　利雄

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の五第一項の規定に基づき、型式適合検定の方法をデータ審査方式による方法とすることができる製造工程における検査の信頼性が確保されているものとして定めるものは、次の表の上欄に掲げる機械器具等のうち、それぞれ当該下欄に掲げる主要な検査項目に係る測定結果が製造工程において確実に記録されるものとする。

機械器具等	主要な検査項目
火災報知設備の感知器	感度
住宅用防災警報器	感度及び感知後の火災警報の作動

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。